

産業別度数率及び強度率

$$\text{度数率} = \text{労働災害による死傷者数} \div \text{延べ実労働時間数} \times 1,000$$

事業所規模100人以上

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
調査産業計	1.83	1.75	1.62	1.61
建設業(総合工事業)	1.95	1.89	1.09	1.56
建設業(職別・設備工事業)	0.68	0.77	0.61	0.69
製造業	1.09	1.12	0.99	0.98
運輸業、郵便業(平成19年は運輸業)	2.90	3.66	3.33	3.07
卸売業、小売業	2.49	2.18	1.88	2.14
生活関連サービス業、娯楽業		2.79	3.57	4.77
医療・福祉		1.52	1.46	1.34
サービス業	3.79	3.13	3.08	3.06

事業所規模30～99人

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
調査産業計	3.14	3.07	2.88	2.57
建設業(職別・設備工事業)	3.09	2.47	2.39	2.36
製造業	3.07	2.91	2.70	2.45
運輸業、郵便業(平成19年は運輸業)	3.37	3.89	3.42	2.89
卸売業、小売業	2.72	2.49	2.63	2.47
生活関連サービス業、娯楽業		5.29	2.22	3.57
医療・福祉		2.69	2.31	2.35
サービス業	5.21	5.24	6.87	3.37

$$\text{強度率} = \text{延労働損失日数} \div \text{延実労働時間数} \times 1,000$$

事業所規模100人以上

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
調査産業計	0.11	0.10	0.09	0.09
建設業(総合工事業)	0.33	0.41	0.14	0.61
建設業(職別・設備工事業)	0.16	0.15	0.07	0.12
製造業	0.10	0.10	0.08	0.09
運輸業、郵便業(平成19年は運輸業)	0.21	0.21	0.27	0.16
卸売業、小売業	0.05	0.09	0.04	0.11
生活関連サービス業、娯楽業		0.06	0.61	0.10
医療・福祉		0.04	0.05	0.04
サービス業	0.23	0.10	0.09	0.12

事業所規模30～99人

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
調査産業計	0.30	0.22	0.25	0.16
建設業(職別・設備工事業)	0.62	0.58	0.71	0.08
製造業	0.24	0.35	0.16	0.11
運輸業、郵便業(平成19年は運輸業)	0.29	0.37	0.42	0.16
卸売業、小売業	0.32	0.04	0.30	0.11
生活関連サービス業、娯楽業		0.13	0.08	1.61
医療・福祉		0.11	0.06	0.12
サービス業	0.18	0.14	0.37	0.07

出典：労働災害動向調査(厚生労働省)

業種別の労働者年齢構成

	建設業	製造業	運輸業	卸売・小売	飲食店・宿泊	医療・福祉	サービス業
15-19歳	1.1%	1.4%	1.0%	3.4%	10.3%	0.7%	1.3%
20-24歳	6.2%	7.0%	5.4%	11.1%	18.2%	10.5%	9.3%
25-29歳	10.5%	10.8%	8.2%	11.3%	9.6%	13.9%	12.2%
30-34歳	13.8%	12.8%	11.6%	12.2%	10.3%	13.0%	13.1%
35-39歳	12.9%	13.7%	13.0%	11.9%	9.5%	11.4%	11.6%
40-44歳	9.6%	12.2%	11.5%	10.6%	7.6%	11.3%	9.5%
45-49歳	9.1%	10.5%	10.5%	10.3%	6.6%	11.7%	8.3%
50-54歳	10.7%	10.1%	10.8%	9.7%	7.5%	10.2%	8.2%
55-59歳	13.3%	12.1%	14.9%	10.6%	9.3%	9.3%	11.1%
60-64歳	7.4%	5.7%	8.5%	5.3%	6.1%	4.6%	8.3%
65-69歳	3.8%	2.5%	3.7%	2.3%	3.4%	2.2%	4.9%
70歳以上	1.5%	1.1%	1.0%	1.3%	1.7%	1.2%	2.2%

出典：平成19年就業構造基本統計調査

業種別・雇用形態別雇用者数
(就業構造基本調査 単位:万人 []内は、正規の職員・従業員の割合)

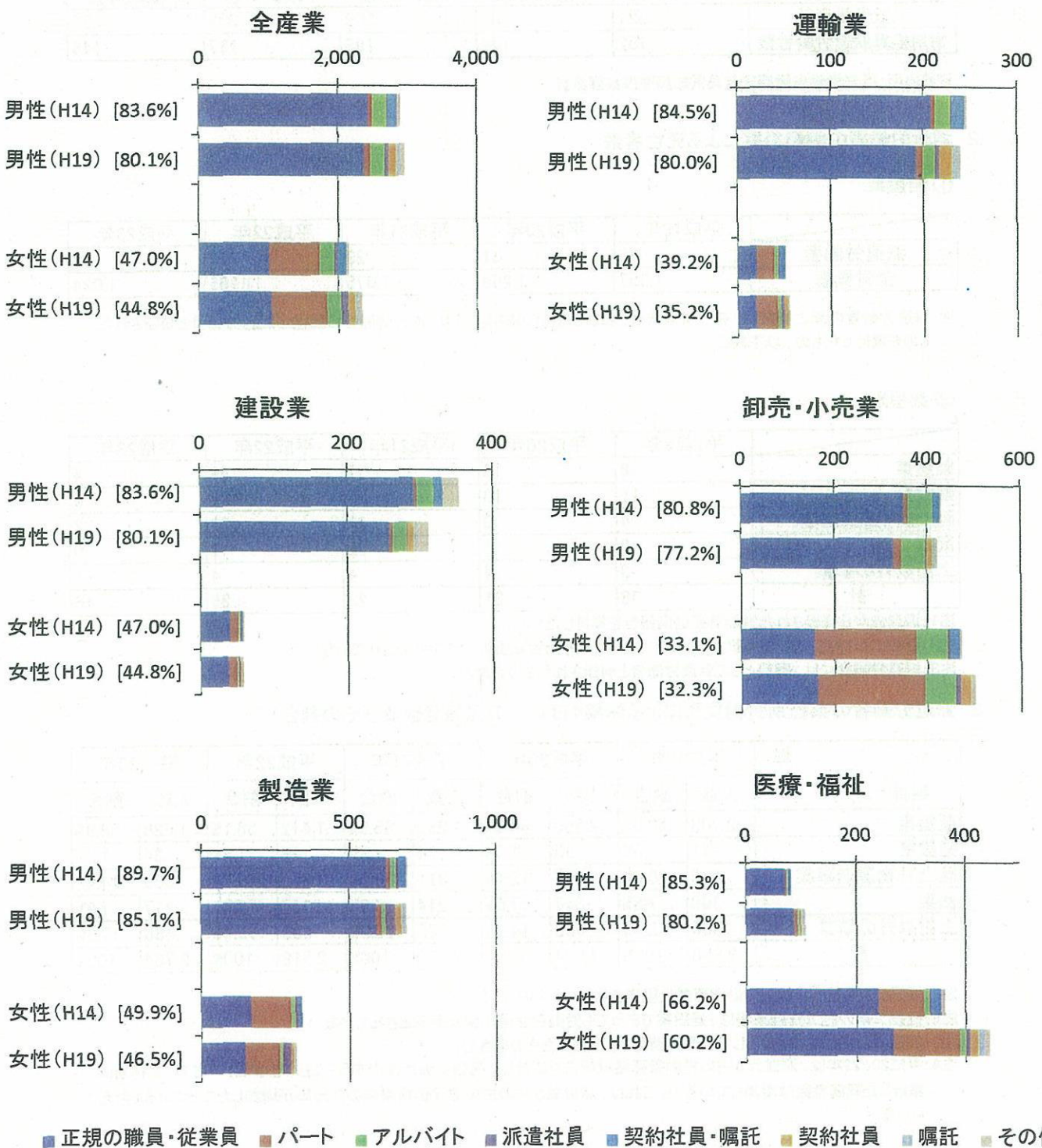
□ 正規労働者の割合は、男女とも減少(男性:83.6%→80.1% 女性:47.0%→44.8%)

□ 男性労働者においては、非正規労働者の割合は、いずれの業種においても低い。

□ 業種別で見ると、卸売・小売業において、非正規労働者の割合が突出して高い。

なお、最も多いのはパート労働者となっている。

□ 医療福祉は女性労働者の割合が極めて高い。



派遣労働者の労働災害発生状況

1 派遣労働者の労働災害による休業4日以上死傷者数

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
派遣労働者	5,885	5,631	2,864	2,757	3,002
全労働者	131,478	129,026	114,152	116,733	117,831

注1:派遣労働者は、派遣元から提出された労働者死傷病報告を集計したもの。

注2:平成23年の全労働者については、震災以外の災害の数値。以下同じ。

(参考)派遣労働者数及び常用換算派遣労働者数の推移

(万人)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
派遣労働者数	321	381	399	302	271
常用換算派遣労働者数	152	174	198	157	148

資料出所:厚生労働省職業安定局需給調整事業課集計

2 派遣労働者の労働災害による死亡者数

① 全産業

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
派遣労働者	36	31	23	26	16
全労働者	1,357	1,268	1,075	1,195	1,024

注:派遣労働者の死亡者数は、死亡災害報告、災害調査等の結果により、被災労働者の属性が派遣労働者と判断されたものを集計したもの。以下同じ。

② 業種別

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
製造業	18	16	7	6	4
建設業	11	10	8	12	6
陸上貨物運送事業	4	0	2	3	2
商業	0	1	2	1	0
上記以外の事業	3	4	4	4	4
計	36	31	23	26	16

注1:派遣先から提出された労働者死傷病報告を集計したもの。

注2:建設工事の施工管理業務は、建設業であっても労働者派遣の禁止対象とされていない。

注3:派遣労働者には、実態として派遣労働者と判断されたものを含む。

3 派遣労働者の業種別労働災害による休業4日以上死傷者数及びその割合

業種	平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
製造業	2,703	68.3%	2,965	64.8%	1,299	55.6%	1,412	56.1%	1,628	58.9%
建設業	41	1.0%	45	1.0%	24	1.0%	29	1.2%	34	1.2%
陸上貨物運送事業	426	10.8%	567	12.4%	311	13.3%	371	14.7%	399	14.4%
商業	308	7.8%	347	7.6%	214	9.2%	217	8.6%	217	7.9%
上記以外の事業	480	12.1%	650	14.2%	489	20.9%	489	19.4%	486	17.6%
計	3,958	100%	4,574	100%	2,337	100%	2,518	100%	2,764	100%

注1:派遣先から提出された労働者死傷病報告を集計したもの。

注2:建設工事の施工管理業務は、建設業であっても労働者派遣の禁止対象とされていない。

注3:派遣労働者には、実態として派遣労働者と判断されたものを含む。

注4:平成20、22年は、派遣元からの労働者死傷病報告を集計した死傷者数が減少する(上記1を参照)一方で、業種別に集計した死傷者数は増加しているが、これは、派遣先からの労働者死傷病報告の提出率が増加したことによると考えられる。

外国人労働者における死傷災害発生状況
(死亡災害及び休業4日以上之死傷災害)

	死傷者数
平成16 (2004) 年	1,165
平成17 (2005) 年	1,219
平成18 (2006) 年	1,319
平成19 (2007) 年	1,471
平成20 (2008) 年	1,443
平成21 (2009) 年	1,055
平成22 (2010) 年	1,265
平成23 (2011) 年	1,239

出典:労働者死傷病報告

疾病別業務上疾病発生状況の推移(平成19～23年)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
負傷に起因する疾病	6,252 (5,230)	6,625 (5,509)	5,721 (4,816)	5,819 (4,960)	5,654 (4,766)
物理的因子					
有害光線	9	7	9	8	3
電離放射線	0	1	1	0	0
異常気圧下	18	6	3	10	12
異常温度	474	463	288	816	606
騒音	9	9	10	9	8
以外の原因	42	16	17	22	22
作業態様					
重激業務	119	89	109	117	87
非災害性腰痛	57	47	54	58	56
振動障害	5	3	3	5	4
手指前腕	245	246	163	141	161
以外の原因	92	105	59	73	73
酸素欠乏症	12	11	9	4	10
化学物質	258	220	191	228	257
じん肺	640	587	531	516	439
病原体	257	207	137	126	160
がん					
電離放射線	0	0	0	0	0
化学物質	9	10	10	5	5
以外の原因	0	0	0	1	0
その他の疾病	186	222	176	153	222
合 計	8,684	8,874	7,491	8,111	7,779

出典:業務上疾病調

- (注) 1 表は休業4日以上のものである。
 2 疾病分類は労働基準法施行規則第35条によるものを整理したものである。
 3 「負傷に起因する疾病」欄内の()は腰痛で内数である。
 4 「化学物質」は労働基準法施行規則別表第1の2第7号に掲げる名称の化学物質である。

業種別業務上疾病発生状況の推移(平成19～23年)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
製 造 業					
食料品製造業	349	388	324	380	338
繊維・繊維製品製造業	28	19	30	19	22
木材・木製品家具・装備品製造業	74	59	39	47	47
パルプ・紙紙加工品印刷・製本業	101	67	56	59	67
化学工業	216	169	145	178	167
窯業・土石製品製造業	195	175	141	151	133
鉄鋼・非鉄金属製造業	126	129	85	104	77
金属製品製造業	287	267	195	205	216
一般・電気・輸送用機械工業	596	508	322	434	408
電気・ガス・水道業	14	13	8	18	9
その他の製造業	174	171	140	150	140
小 計	2,160	1,965	1,485	1,745	1,624
鉱 業	168	175	141	138	117
建設業	974	930	718	881	800
運輸交通業	995	1,097	927	956	922
貨物取扱業	97	93	82	88	87
農林水産業	169	183	174	188	190
商業・金融・広告業	1,346	1,427	1,220	1,322	1,242
保健衛生業	1,445	1,587	1,487	1,559	1,629
接客・娯楽業	549	666	557	501	505
清掃・と畜業	412	395	333	350	324
その他の事業	369	356	367	383	339
合 計	8,684	8,874	7,491	8,111	7,779

出典:業務上疾病調

- (注) 1 表は休業4日以上のものである。

平成23年業務上疾病発生状況(業種別・疾病別)

		負傷に起因 する疾病	物理的因子					作業態様					酸素欠乏症	化学物質	じん肺	病原体	がん			その他の疾病	合 計	
			有害光線	電離放射線	異常気圧下	異常温度	騒音	以外の原因	重激業務	非災害性腰痛	振動障害	手指前腕					以外の原因	電離放射線	化学物質			以外の原因
食料品製造業	(215)	174	0	0	0	38	1	2	9	2	0	20	4	5	26	0	2	0	0	0	14	338
	(15)	10	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	4	0	0	0	0	0	0	22
繊維・繊維製品 製造業	(40)	33	0	0	0	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	47
	(52)	43	1	0	0	3	0	0	2	1	0	4	0	0	2	0	0	0	0	0	2	67
木材・木製品家具・ 装備品製造業	(102)	83	0	0	0	21	1	0	2	0	0	8	1	0	25	4	0	0	0	0	3	167
	(40)	29	0	0	0	5	1	0	0	0	0	2	0	0	7	76	0	0	0	0	2	133
パルプ・紙紙加工 品印刷・製本業	(27)	20	0	0	0	18	0	0	0	1	0	1	0	0	8	20	0	0	0	0	2	77
	(139)	101	0	0	0	25	1	0	3	1	0	6	1	1	18	19	0	0	1	0	1	216
化学工業	(262)	208	1	0	0	28	1	1	3	0	0	22	7	0	20	33	15	0	0	0	15	408
	(5)	6	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	9
窯業・土石製品 製造業	(68)	94	0	0	0	6	0	1	2	5	0	7	1	0	10	9	0	0	0	0	5	140
	(139)	101	0	0	0	25	1	0	3	1	0	6	1	1	18	19	0	0	1	0	1	216
鉄鋼・非鉄金属 製造業	(262)	208	1	0	0	28	1	1	3	0	0	22	7	0	20	33	15	0	0	0	15	408
	(5)	6	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	9
金属製品製造業	(68)	94	0	0	0	6	0	1	2	5	0	7	1	0	10	9	0	0	0	0	5	140
	(774)	992	2	0	0	151	5	4	22	10	0	72	15	6	120	161	17	0	1	0	46	1,624
一般・電気・輸送用 機械工業	(4)	5	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	110	0	0	0	0	0	117
	(241)	401	0	0	3	143	1	4	6	3	2	6	3	1	52	151	3	0	2	0	19	800
電気・ガス・水道業	(670)	761	0	0	4	66	0	5	17	9	0	5	7	0	8	0	3	0	0	0	37	922
	(57)	70	0	0	0	6	0	0	2	0	1	4	2	0	0	0	0	0	0	0	2	87
その他の製造業	(79)	142	0	0	5	23	0	2	3	0	1	2	0	0	4	0	4	0	0	0	4	190
	(889)	1,022	0	0	0	66	1	3	15	11	0	32	18	1	31	0	4	0	0	0	38	1,242
製造業小計	(1,329)	1,398	0	0	0	20	0	0	7	9	0	15	13	0	6	0	118	0	0	0	43	1,629
	(313)	378	1	0	0	65	0	1	6	2	0	13	8	0	16	0	4	0	0	0	11	505
鉱業	(224)	259	0	0	0	32	0	2	3	3	0	3	2	2	9	0	3	0	1	0	5	324
	(186)	226	0	0	0	33	1	1	6	8	0	9	5	0	11	17	4	0	1	0	17	339
建設業	(186)	226	0	0	0	33	1	1	6	8	0	9	5	0	11	17	4	0	1	0	17	339
	(4,766)	5,654	3	0	12	606	8	22	87	56	4	161	73	10	257	439	160	0	5	0	222	7,779
運輸交通業	(57)	70	0	0	0	6	0	0	2	0	1	4	2	0	0	0	0	0	0	0	2	87
	(79)	142	0	0	5	23	0	2	3	0	1	2	0	0	4	0	4	0	0	0	4	190
貨物取扱業	(889)	1,022	0	0	0	66	1	3	15	11	0	32	18	1	31	0	4	0	0	0	38	1,242
	(1,329)	1,398	0	0	0	20	0	0	7	9	0	15	13	0	6	0	118	0	0	0	43	1,629
農林水産業	(313)	378	1	0	0	65	0	1	6	2	0	13	8	0	16	0	4	0	0	0	11	505
	(224)	259	0	0	0	32	0	2	3	3	0	3	2	2	9	0	3	0	1	0	5	324
商業・金融・広告業	(186)	226	0	0	0	33	1	1	6	8	0	9	5	0	11	17	4	0	1	0	17	339
	(4,766)	5,654	3	0	12	606	8	22	87	56	4	161	73	10	257	439	160	0	5	0	222	7,779
保健衛生業	(313)	378	1	0	0	65	0	1	6	2	0	13	8	0	16	0	4	0	0	0	11	505
	(224)	259	0	0	0	32	0	2	3	3	0	3	2	2	9	0	3	0	1	0	5	324
接客・娯楽業	(186)	226	0	0	0	33	1	1	6	8	0	9	5	0	11	17	4	0	1	0	17	339
	(4,766)	5,654	3	0	12	606	8	22	87	56	4	161	73	10	257	439	160	0	5	0	222	7,779
清掃・と畜業	(186)	226	0	0	0	33	1	1	6	8	0	9	5	0	11	17	4	0	1	0	17	339
	(4,766)	5,654	3	0	12	606	8	22	87	56	4	161	73	10	257	439	160	0	5	0	222	7,779
その他の事業	(186)	226	0	0	0	33	1	1	6	8	0	9	5	0	11	17	4	0	1	0	17	339
	(4,766)	5,654	3	0	12	606	8	22	87	56	4	161	73	10	257	439	160	0	5	0	222	7,779
合計	(4,766)	5,654	3	0	12	606	8	22	87	56	4	161	73	10	257	439	160	0	5	0	222	7,779
	(4,766)	5,654	3	0	12	606	8	22	87	56	4	161	73	10	257	439	160	0	5	0	222	7,779

出典：業務上疾病調

(注) 1 表は休業4日以上のものである。

2 疾病分類は労働基準法施行規則第35条によるものを整理したものである。

3 「負傷に起因する疾病」欄内の()は腰痛で内数である。

4 「化学物質」は労働基準法施行規則別表第1の2第7号に掲げる名称の化学物質である。

5 本統計の数字は平成23年中に発生した疾病で平成24年3月末日までに把握したものである。

疾病別労災新規認定件数の推移

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
業務上の負傷に起因する疾病（腰痛含む）	5,051 (45.2%)	5,094 (48.7%)	5,075 (50.0%)	4,457 (50.3%)	4,620 (48.9%)	-
物理的因子による疾病（熱中症含む）	619 (5.5%)	747 (7.1%)	609 (6.0%)	479 (5.4%)	932 (9.9%)	-
身体に過度の負担がかかる作業形態に起因する疾病	1,449 (13.0%)	1,494 (14.3%)	1,465 (14.4%)	1,223 (13.8%)	1,232 (13.0%)	-
上肢障害	924 (8.3%)	940 (9.0%)	954 (9.4%)	726 (8.2%)	707 (7.5%)	-
振動障害	308 (2.8%)	315 (3.0%)	251 (2.5%)	267 (3.0%)	263 (2.8%)	-
非災害性腰痛	71 (0.6%)	63 (0.6%)	72 (0.7%)	81 (0.9%)	79 (0.8%)	-
化学物質等による疾病（がんを除く）	298 (2.7%)	204 (2.0%)	215 (2.1%)	195 (2.2%)	219 (2.3%)	-
じん肺症等	1,166 (10.4%)	1,032 (9.9%)	850 (8.4%)	812 (9.2%)	800 (8.5%)	-
細菌、ウイルス等の病原体による疾病	214 (1.9%)	200 (1.9%)	205 (2.0%)	133 (1.5%)	110 (1.2%)	-
職業がん	1,810 (16.2%)	1,021 (9.8%)	1,080 (10.6%)	1,033 (11.7%)	949 (10.0%)	-
石綿肺がん	783 (7.0%)	502 (4.8%)	503 (5.0%)	480 (5.4%)	424 (4.5%)	399(※)
石綿中皮腫	1,001 (9.0%)	500 (4.8%)	559 (5.5%)	536 (6.0%)	498 (5.3%)	546(※)
脳・心臓疾患（過重労働）	355 (3.2%)	392 (3.7%)	377 (3.7%)	293 (3.3%)	285 (3.0%)	310
精神障害	205 (1.8%)	268 (2.6%)	269 (2.7%)	234 (2.6%)	308 (3.3%)	325
その他	5	4	3	3	2	-
合計	11,172	10,456	10,148	8,862	9,457	-

出典：労災補償部

※平成23年度の石綿肺がん及び石綿中皮腫の認定件数は速報値である

安全衛生活動の実施状況

		全産業	建設業	製造業	運輸業	卸売業・小売業	宿泊業・飲食サービス業
安全衛生活動を実施している	H17調査	82.4	92.6	89.1	93.8	73.6	83.3
	H22調査	87.7	96.1	90.4	94.4	84.1	80.4
安全パトロール	H17調査	[52.7]	[81.2]	[56.8]	[60.8]	[40.4]	[40.6]
	H22調査	[51.6]	[84.3]	[65.2]	[66.2]	[35.4]	[33.3]
危険予知活動	H17調査	[36.6]	[55.1]	[36.3]	[52.1]	[29.8]	[18.1]
	H22調査	[34.6]	[70.9]	[42.2]	[58.8]	[17.7]	[12.7]
安全提案制度	H17調査	[22.3]	[26.7]	[26.8]	[31.4]	[17.0]	[11.1]
	H22調査	[22.9]	[30.6]	[32.2]	[28.2]	[15.5]	[14.9]
資格取得の促進	H17調査	[34.1]	[78.2]	[39.6]	[41.0]	[13.5]	[15.7]
	H22調査	[40.4]	[81.2]	[43.9]	[49.8]	[29.2]	[22.9]
交通災害防止対策	H17調査	[40.2]	[49.1]	[34.8]	[76.2]	[37.8]	[12.1]
	H22調査	[37.9]	[57.8]	[30.5]	[66.3]	[32.3]	[22.2]
職場体操	H17調査	[23.9]	[32.1]	[32.0]	[27.4]	[20.7]	[1.1]
	H22調査	[25.6]	[47.0]	[33.8]	[24.1]	[21.4]	[6.2]
4S（整理、整頓、清潔、清掃）活動	H17調査	[76.5]	[62.6]	[82.2]	[68.1]	[78.8]	[88.5]
	H22調査	[73.3]	[65.7]	[83.7]	[66.2]	[72.3]	[76.9]
健康相談	H17調査	[20.3]	[12.8]	[21.9]	[26.3]	[19.4]	[17.5]
	H22調査	[24.9]	[26.6]	[26.6]	[28.5]	[20.7]	[23.8]
その他	H17調査	[6.4]	[5.0]	[5.8]	[3.1]	[9.2]	[1.1]
	H22調査	[1.2]	[2.7]	[1.2]	[1.5]	[0.4]	[1.8]

		1,000人以上	500～999人	300～499人	100～299人	50～99人	30～49人	10～29人
安全衛生活動を実施している	H17調査	99.7	99.9	99.7	98.8	96.1	90.7	77.5
	H22調査	99.9	99.1	99.3	98.0	97.2	92.7	84.6
安全パトロール	H17調査	[90.9]	[88.3]	[84.5]	[84.4]	[67.8]	[55.1]	[46.0]
	H22調査	[88.3]	[87.1]	[84.8]	[77.3]	[65.3]	[53.1]	[46.8]
危険予知活動	H17調査	[80.9]	[72.0]	[67.0]	[44.1]	[46.5]	[36.8]	[33.7]
	H22調査	[79.9]	[68.5]	[66.8]	[53.8]	[43.5]	[37.3]	[30.7]
安全提案制度	H17調査	[60.3]	[52.7]	[43.6]	[32.6]	[26.3]	[21.5]	[20.4]
	H22調査	[63.8]	[45.2]	[47.9]	[38.3]	[29.6]	[24.1]	[20.1]
資格取得の促進	H17調査	[87.9]	[83.0]	[60.4]	[44.2]	[45.4]	[39.2]	[29.5]
	H22調査	[80.3]	[76.6]	[62.2]	[61.0]	[52.1]	[36.7]	[37.7]
交通災害防止対策	H17調査	[84.8]	[73.4]	[67.5]	[67.9]	[53.8]	[40.4]	[34.7]
	H22調査	[81.0]	[69.9]	[63.4]	[54.2]	[45.9]	[37.7]	[35.1]
職場体操	H17調査	[78.0]	[62.4]	[54.3]	[33.0]	[35.5]	[25.0]	[20.3]
	H22調査	[68.3]	[59.5]	[46.6]	[37.8]	[34.6]	[24.5]	[23.3]
4S（整理、整頓、清潔、清掃）活動	H17調査	[92.1]	[87.7]	[77.4]	[84.8]	[78.5]	[77.9]	[74.9]
	H22調査	[90.5]	[84.1]	[87.1]	[78.6]	[76.6]	[72.4]	[72.5]
健康相談	H17調査	[86.3]	[73.0]	[59.6]	[52.4]	[28.1]	[21.6]	[14.6]
	H22調査	[88.5]	[77.8]	[73.9]	[48.0]	[35.9]	[24.1]	[21.0]
その他	H17調査	[23.2]	[14.7]	[9.2]	[6.1]	[3.7]	[5.9]	[6.8]
	H22調査	[16.2]	[5.1]	[5.0]	[2.3]	[2.0]	[1.6]	[0.8]

出典：安全衛生基本調査

安全衛生教育の実施状況

		全産業	建設業	製造業	運輸業	卸売業・ 小売業	宿泊業・ 飲食サー ビス業
安全衛生教育を実施している	H17調査	54.0	68.5	55.7	74.6	51.3	38.3
	H22調査	57.0	84.9	64.5	73.5	47.0	42.0
雇入時教育（常用労働者として新しく雇 い入れた労働者に対する教育）	H17調査	[88.9]	[84.9]	[89.7]	[93.3]	[88.6]	[94.8]
	H22調査	[88.8]	[89.0]	[90.0]	[93.7]	[84.5]	[90.2]
臨時・日雇い労働者として新しく雇い入 れた労働者に対する教育	H17調査	[26.0]	[39.7]	[26.2]	[25.2]	[23.1]	[13.4]
	H22調査	[27.2]	[40.3]	[31.1]	[28.0]	[17.6]	[26.3]
作業内容を変更する場合に対象となる労 働者に対する教育	H17調査	[45.0]	[40.3]	[56.9]	[57.0]	[35.3]	[37.9]
	H22調査	[55.1]	[57.0]	[66.5]	[60.0]	[44.1]	[49.4]
職長、現場監督、主任等に就任した時に 対象となる労働者に対する教育	H17調査	[32.6]	[49.9]	[30.3]	[33.3]	[27.3]	[18.3]
	H22調査	[40.6]	[62.1]	[38.2]	[30.0]	[42.2]	[19.3]
安全管理者、安全衛生推進者に就任した ときに対象となる労働者に対する教育	H17調査	[16.3]	[25.1]	[20.0]	[23.4]	[7.3]	[8.3]
	H22調査	[26.1]	[41.8]	[31.6]	[26.9]	[19.1]	[10.3]
衛生管理者、衛生推進者に就任したとき に対象となる労働者に対する教育	H17調査	[13.3]	[14.7]	[14.8]	[19.7]	[6.7]	[21.6]
	H22調査	[21.3]	[27.4]	[23.7]	[20.4]	[21.6]	[8.8]
関係請負人の労働者に対する教育	H17調査	[13.6]	[34.5]	[14.0]	[9.4]	[7.6]	[0.3]
	H22調査	[14.6]	[45.2]	[13.6]	[10.5]	[5.4]	[2.6]
派遣労働者に対する教育	H17調査	[10.4]	[6.0]	[22.8]	[16.2]	[3.8]	[0.5]
	H22調査	[13.1]	[12.0]	[24.7]	[11.3]	[8.3]	[3.1]
事業の実施を統括管理する者・経営首脳 に対する教育	H17調査	[13.0]	[22.9]	[19.1]	[15.1]	[3.5]	[4.9]
	H22調査	[8.8]	[14.6]	[8.0]	[13.4]	[4.0]	[6.9]
外国人労働者に対する教育	H17調査	[5.1]	[0.8]	[8.1]	[1.4]	[6.0]	[10.5]
	H22調査	[4.7]	[2.4]	[12.9]	[1.2]	[0.8]	[8.3]
対象者を限定しないでローテーションで 行う教育	H17調査	[0.0]	[0.0]	[0.0]	[0.0]	[0.0]	[0.0]
	H22調査	[10.4]	[7.0]	[11.9]	[13.6]	[6.6]	[15.4]
職長・安全管理者の経験者に対する教育	H17調査	[0.0]	[0.0]	[0.0]	[0.0]	[0.0]	[0.0]
	H22調査	[23.5]	[48.9]	[20.1]	[24.8]	[14.0]	[19.5]

		1,000人 以上	500～ 999人	300～ 499人	100～ 299人	50～99 人	30～49 人	10～29 人
安全衛生教育を実施している	H17調査	96.8	89.6	84.4	87.3	72.8	55.5	48.3
	H22調査	92.8	92.1	93.8	87.1	74.6	62.1	51.4
雇入時教育（常用労働者として新しく雇 い入れた労働者に対する教育）	H17調査	[97.1]	[96.9]	[97.5]	[95.7]	[93.8]	[89.6]	[86.7]
	H22調査	[95.3]	[94.6]	[95.7]	[93.2]	[92.4]	[92.9]	[86.4]
臨時・日雇い労働者として新しく雇い入 れた労働者に対する教育	H17調査	[39.2]	[39.6]	[27.3]	[41.0]	[26.8]	[28.3]	[22.9]
	H22調査	[38.6]	[39.8]	[36.0]	[31.3]	[26.8]	[29.8]	[25.9]
作業内容を変更する場合に対象となる労 働者に対する教育	H17調査	[76.2]	[69.0]	[57.4]	[63.1]	[53.4]	[51.3]	[38.7]
	H22調査	[76.4]	[70.2]	[60.7]	[58.9]	[63.8]	[55.5]	[52.7]
職長、現場監督、主任等に就任した時に 対象となる労働者に対する教育	H17調査	[79.4]	[66.7]	[59.1]	[36.4]	[33.8]	[32.0]	[31.1]
	H22調査	[83.9]	[60.9]	[50.0]	[46.0]	[40.4]	[36.9]	[40.5]
安全管理者、安全衛生推進者に就任した ときに対象となる労働者に対する教育	H17調査	[49.4]	[46.5]	[42.0]	[25.0]	[19.5]	[23.8]	[11.8]
	H22調査	[62.7]	[51.0]	[45.9]	[39.6]	[29.9]	[26.1]	[23.4]
衛生管理者、衛生推進者に就任したとき に対象となる労働者に対する教育	H17調査	[41.1]	[43.2]	[37.3]	[19.7]	[19.1]	[19.5]	[9.1]
	H22調査	[43.4]	[44.2]	[34.0]	[34.3]	[28.0]	[22.3]	[18.1]
関係請負人の労働者に対する教育	H17調査	[41.3]	[40.4]	[31.4]	[15.4]	[12.5]	[16.0]	[12.4]
	H22調査	[44.2]	[31.8]	[20.5]	[16.8]	[13.8]	[12.2]	[14.9]
派遣労働者に対する教育	H17調査	[69.1]	[53.8]	[38.8]	[25.5]	[20.9]	[14.5]	[4.4]
	H22調査	[70.4]	[55.2]	[45.9]	[31.3]	[18.1]	[16.2]	[8.4]
事業の実施を統括管理する者・経営首脳 に対する教育	H17調査	[22.6]	[25.1]	[15.9]	[12.9]	[17.3]	[13.3]	[12.0]
	H22調査	[19.0]	[21.9]	[17.4]	[12.3]	[11.2]	[8.8]	[7.7]
外国人労働者に対する教育	H17調査	[15.3]	[17.3]	[10.3]	[26.0]	[3.9]	[2.9]	[2.5]
	H22調査	[17.0]	[15.7]	[10.5]	[7.5]	[6.0]	[4.6]	[3.9]
対象者を限定しないでローテーションで 行う教育	H17調査	[0.0]	[0.0]	[0.0]	[0.0]	[0.0]	[0.0]	[0.0]
	H22調査	[28.4]	[16.9]	[13.4]	[13.1]	[9.4]	[10.0]	[10.3]
職長・安全管理者の経験者に対する教育	H17調査	[0.0]	[0.0]	[0.0]	[0.0]	[0.0]	[0.0]	[0.0]
	H22調査	[48.5]	[35.7]	[27.3]	[22.1]	[23.8]	[23.4]	[23.3]

出典：安全衛生基本調査

労働災害防止対策に対する関心の有無

業種別		全産業	建設業	製造業	運輸業	卸売業・小売業	宿泊業・飲食サービス業
労働災害防止対策を進めることについての関心を持っている	H17調査	87.3	97.4	91.2	96.4	84.8	75.6
	H22調査	89.2	96.7	90.8	95.6	88.5	82.3
労働災害防止対策を進めることについての関心を持っていない	H17調査	12.7	2.6	8.8	3.6	15.2	24.4
	H22調査	10.7	3.2	9.2	4.4	11.5	17.7
関心がない理由	事業の実施を統括管理する者・経営首脳の関心が低いから	H17調査 [7.6]	[30.6]	[5.1]	[10.6]	[8.7]	[6.8]
		H22調査 [9.8]	[46.3]	[9.6]	[27.0]	[8.4]	[1.9]
	災害はほとんど発生していないから	H17調査 [82.4]	[91.9]	[73.4]	[65.5]	[92.5]	[74.6]
		H22調査 [64.0]	[47.0]	[81.3]	[78.5]	[59.2]	[62.5]
	危険と思われる機械を使っていないから	H17調査 [43.4]	[27.2]	[41.1]	[20.3]	[33.7]	[41.4]
		H22調査 [56.0]	[23.7]	[48.8]	[27.5]	[49.5]	[74.8]
	災害は労働者の不注意によることが多いから	H17調査 [7.8]	-	[15.2]	[21.8]	[2.1]	[16.7]
		H22調査 [9.8]	[22.4]	[23.9]	[19.2]	[4.6]	[6.3]
	災害はどんな対策を講じても発生するから	H17調査 [3.6]	[7.5]	[2.1]	[11.1]	[0.1]	[14.5]
		H22調査 [2.3]	-	[6.5]	[18.2]	-	[0.8]
	忙しいのでそれどころではない・時間的余裕がないから	H17調査 [4.7]	-	[15.8]	[11.4]	[0.5]	[4.3]
		H22調査 [13.9]	[6.8]	[11.5]	[6.8]	[22.9]	[10.9]
	対策のための経費がない・金銭的余裕がないから	H17調査 [5.7]	[7.5]	[9.0]	[21.5]	[5.6]	[0.3]
		H22調査 [14.6]	[22.8]	[18.4]	[11.6]	[15.5]	[11.9]
	法令を守ることです十分であるから	H17調査					
		H22調査 [30.9]	[9.0]	[26.9]	[39.5]	[40.5]	[25.3]
	その他	H17調査 [6.8]	[0.6]	[4.5]	[11.7]	[0.2]	[18.3]
		H22調査 [11.3]	[14.8]	[9.5]	[3.6]	[13.7]	[9.8]

業種別		1,000人以上	500～999人	300～499人	100～299人	50～99人	30～49人	10～29人
労働災害防止対策を進めることについての関心を持っている	H17調査	99.8	99.5	97.4	97.4	94.9	89.7	84.9
	H22調査	99.1	99.0	98.6	97.2	95.1	93.1	87.1
労働災害防止対策を進めることについての関心を持っていない	H17調査	0.2	0.5	2.6	2.6	5.1	10.3	15.1
	H22調査	0.9	1.0	1.0	2.8	4.9	6.9	12.9
関心がない理由	事業の実施を統括管理する者・経営首脳の関心が低いから	H17調査 -	[14.7]	[5.1]	[11.5]	[9.4]	[19.0]	[5.8]
		H22調査 [13.0]	[8.6]	[12.9]	[11.8]	[7.9]	[5.3]	[10.3]
	災害はほとんど発生していないから	H17調査 [100.0]	[73.6]	[44.6]	[68.5]	[83.8]	[54.7]	[86.7]
		H22調査 [100.0]	[21.9]	[97.8]	[71.0]	[80.7]	[67.3]	[62.7]
	危険と思われる機械を使っていないから	H17調査 [100.0]	[58.8]	[15.8]	[73.9]	[71.0]	[50.2]	[40.9]
		H22調査 [87.0]	[92.1]	[36.8]	[71.7]	[60.0]	[73.3]	[53.7]
	災害は労働者の不注意によることが多いから	H17調査 -	[42.2]	[1.5]	[8.3]	[6.7]	[15.1]	[6.8]
		H22調査 [13.0]	-	[12.9]	[5.8]	[23.2]	[4.9]	[9.8]
	災害はどんな対策を講じても発生するから	H17調査 -	[26.4]	-	[1.9]	[2.0]	[2.8]	[3.9]
		H22調査 -	-	-	-	[4.5]	[3.2]	[2.1]
	忙しいのでそれどころではない・時間的余裕がないから	H17調査 -	-	[5.1]	[6.8]	[10.8]	[9.0]	[3.8]
		H22調査 -	-	-	[14.0]	[3.7]	[19.6]	[13.7]
	対策のための経費がない・金銭的余裕がないから	H17調査 -	[26.4]	[19.4]	[0.4]	[5.7]	[3.4]	[6.1]
		H22調査 -	-	-	[13.0]	[4.1]	[22.2]	[14.3]
	法令を守ることです十分であるから	H17調査						
		H22調査 [15.6]	[8.6]	[8.4]	[35.6]	[13.3]	[37.9]	[30.9]
	その他	H17調査 -	[14.7]	[54.0]	[9.6]	[6.3]	[6.8]	[6.8]
		H22調査 [19.5]	-	-	[1.8]	[13.4]	[10.6]	[11.4]

出典：安全衛生基本調査

東日本大震災の復旧・復興に関連する労働災害

	墜落、転落	転倒	激突	飛来、落下	崩壊、倒壊	激突され	はさまれ、巻き込まれ	切れ、こすれ	その他	総計
製造業	10 (1)	2 (0)	1 (0)	5 (1)	0 (0)	4 (1)	7 (0)	0 (0)	6 (0)	35 (3)
建設業	182 (11)	20 (0)	19 (0)	41 (2)	15 (1)	21 (1)	39 (2)	26 (1)	22 (3)	385 (21)
土木工事業	12 (0)	9 (0)	4 (0)	11 (0)	4 (1)	6 (0)	15 (2)	5 (0)	5 (0)	71 (3)
建築工事業	148 (8)	6 (0)	10 (0)	24 (2)	6 (0)	13 (1)	21 (0)	20 (1)	12 (2)	260 (14)
その他の建設業	22 (3)	5 (0)	5 (0)	6 (0)	5 (0)	2 (0)	3 (0)	1 (0)	5 (1)	54 (4)
陸上貨物運送事業	4 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (0)	10 (0)
商業	5 (0)	1 (0)	0 (0)	4 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	6 (0)	19 (1)
その他	8 (0)	6 (0)	1 (0)	6 (0)	2 (0)	2 (0)	3 (0)	1 (0)	4 (2)	33 (2)
合計	209 (12)	29 (0)	21 (0)	56 (3)	18 (2)	29 (2)	51 (2)	28 (1)	41 (5)	482 (27)

出典：死亡災害報告及び労働者死傷病報告（休業4日以上）
平成23年3月11日～平成23年12月31日までに発生したもの。

（ ）内は死亡者数である。

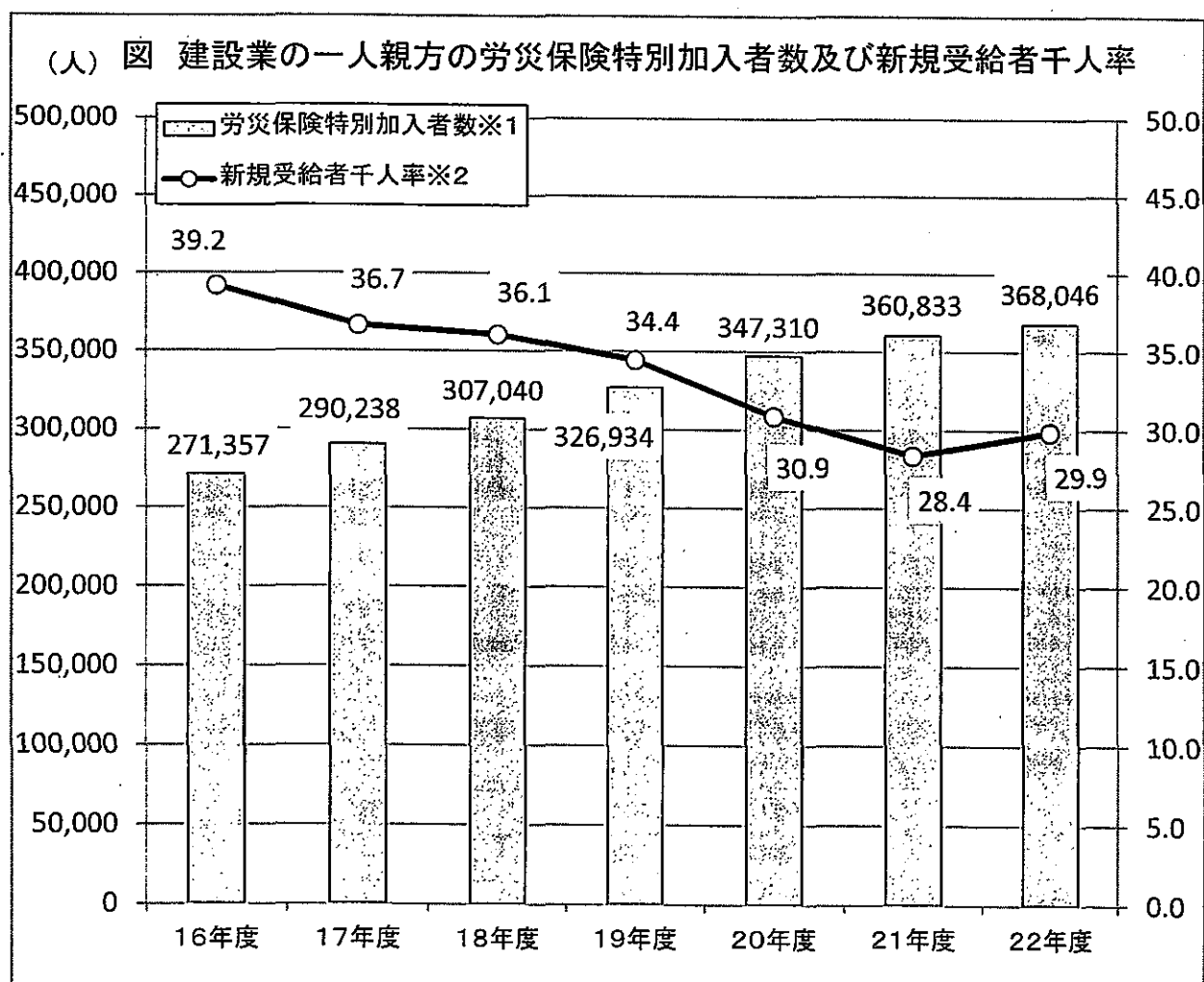
建設業における一人親方の労災発生状況

表 建設業の一人親方の労災保険特別加入者数及び千人率(新規受給者数)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
労災保険特別加入者数※1	271,357	290,238	307,040	326,934	347,310	360,833	368,046
新規受給者数	10,636	10,641	11,074	11,262	10,721	10,237	10,998
新規受給者千人率※2	39.2	36.7	36.1	34.4	30.9	28.4	29.9

※1 各年度末における建設業の一人親方の労災保険特別加入数

※2 千人当たりの新規受給者数(新規受給者数/労災保険特別加入数×1,000)

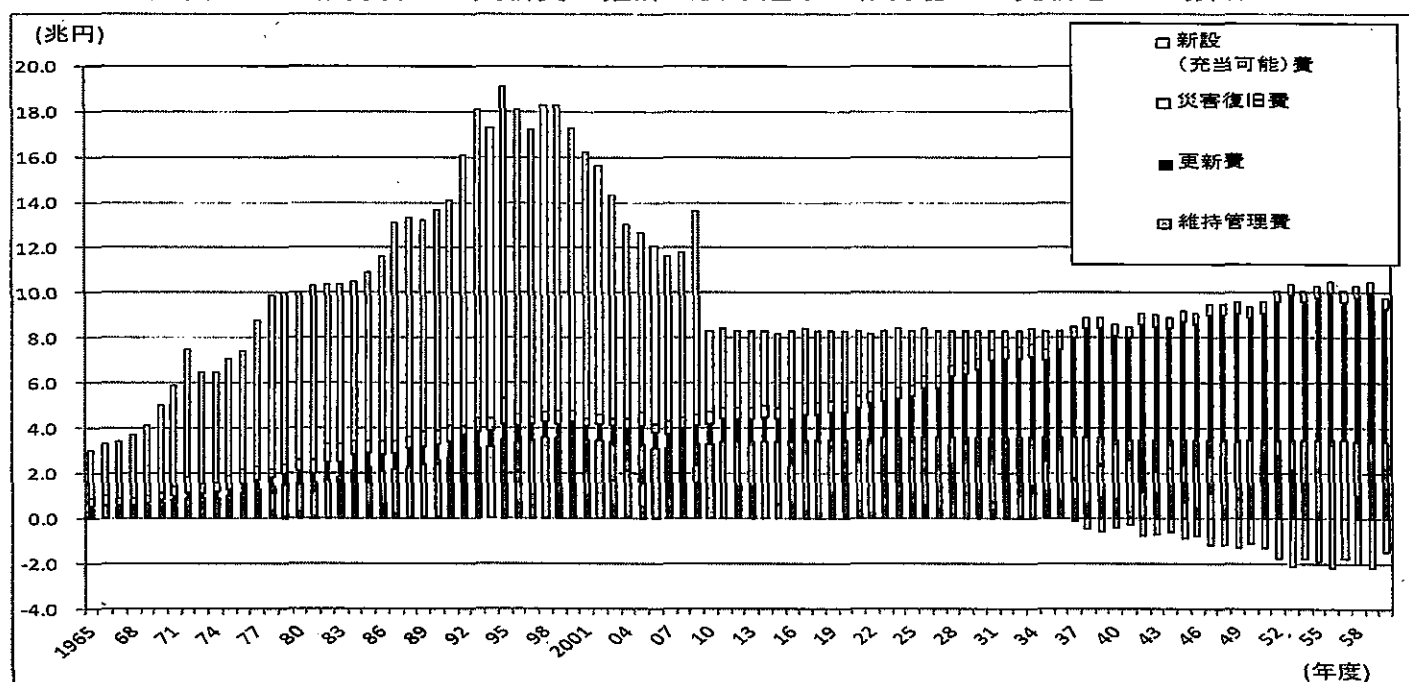


出所: 労災補償部

国土交通省所管の社会資本の更新費の推計

図表 1 は、国土交通省所管の社会資本を対象に、過去の投資実績等を基に今後の維持管理・更新費を推計したものである。今後の投資可能総額の伸びが 2010 年度以降対前年度比±0%で、維持管理・更新に関して今まで通りの対応をした場合は、維持管理・更新費が投資総額に占める割合は 2010 年度時点で約 50%であるが、2037 年度時点で投資可能総額を上回る。

図表 1 維持管理・更新費の推計（従来通りの維持管理・更新をした場合）



(注) 推計方法について

国土交通省所管の8分野（道路、港湾、空港、公共賃貸住宅、下水道、都市公園、治水、海岸）の直轄・補助・地単事業を対象に、2011年度以降につき次のような設定を行い推計。

- ・更新費は、耐用年数を経過した後、同一機能で更新すると仮定し、当初新設費を基準に更新費の実態を踏まえて設定。耐用年数は、税法上の耐用年数を示す財務省令を基に、それぞれの施設の更新の実態を踏まえて設定。
- ・維持管理費は、社会資本のストック額との相関に基づき推計。
- （なお、更新費・維持管理費は、近年のコスト削減の取組み実績を反映）
- ・災害復旧費は、過去の年平均値を設定。
- ・新設（充当可能）費は、投資可能総額から維持管理費、更新費、災害復旧費を差し引いた額であり、新設需要を示したものではない。
- ・用地費・補償費を含まない。各高速道路会社等の独法等を含まない。

なお、今後の予算の推移、技術的知見の蓄積等の要因により推計結果は変動しうる。

図表2 建設後 50 年以上経過する社会資本の割合

	2009 年度	2019 年度	2029 年度
道路橋	約 8%	約 25%	約 51%
河川管理施設(水門等)	約 11%	約 25%	約 51%
下水道管きよ	約 3%	約 7%	約 22%
港湾岸壁	約 5%	約 19%	約 48%

出典：平成 21 年度国土交通白書

石綿則に基づく計画届、作業届の状況

	計画届の件数 (耐火建造物等における吹き付け材の除去)	作業届の件数 (保温材、耐火被覆材の除去等)	監督指導、個別指導、 実地調査件数	石綿則違反件数
平成17年	6, 329	1, 550	2, 657	—
平成18年	14, 573	4, 152	7, 517	—
平成19年	7, 611	4, 832	4, 398	—
平成20年	5, 320	4, 781	3, 526	—
平成21年	4, 615	4, 758	3, 056	—
平成22年	4, 227	5, 316	3, 232	—
平成23年	3, 903	5, 245	2, 767	147

違法な石綿含有製品の輸入事案
(安衛法第55条違反による送致件数)

平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
4件	3件	1件	4件

(参考)

直近(平成24年7月)の送致事案は、輸入された船舶用のバルブ内のガスケットに石綿が含有していることが判明した後も当該製品を販売譲渡していた事案。

メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合

	平成19年	平成14年	平成9年
計	33.6	23.5	26.5
(事業所規模別)			
5,000人以上	100.0	88.9	96.6
1,000～4,999人	95.5	90.6	86.5
500～999人	88.4	71.3	70.7
300～499人	80.4	61.5	59.3
100～299人	64.1	44.0	51.0
50～99人	45.2	32.4	39.4
30～49人	36.8	26.6	30.7
10～29人	29.2	20.2	21.9
(業種別)			
林業	11.1	12.9	15.5
鉱業	16.1	16.7	19.0
建設業	26.3	16.5	26.8
製造業	25.2	16.4	21.1
消費関連製造業	19.3	12.6	17.2
素材関連製造業	26.6	15.1	23.0
機械関連製造業	30.2	23.5	24.0
電気・ガス・熱供給・水道業	77.8	80.4	85.6
情報通信業 (平成14年：通信業)	57.1	78.8	81.9
運輸業	37.5	24.9	40.7
卸売・小売業 (平成14年：含飲食店)	33.8	21.3	22.4
金融・保険業	76.4	67.1	49.7
不動産業	31.7	13.8	37.1
飲食店、宿泊業	25.8		
医療、福祉	32.0		
教育、学習支援業	34.5		
複合サービス事業	44.5		
サービス業 (他に分類されないもの)	36.0	25.1	24.6

出典：労働者健康状況調査

メンタルヘルスケアに取り組んでいない理由別割合（平成19年）

	取り組み 方がわ からない	経費がか かる	必要性を 感じない	労働者の 関心がない	専門ス タッフが いない	その他
計	42.2	12.1	28.9	27.7	44.3	17.5
（事業所規模別）						
5,000人以上	-	-	-	-	-	-
1,000～4,999人	34.5	21.0	6.2	17.6	50.3	23.2
500～999人	39.4	10.9	16.1	16.2	50.0	18.0
300～499人	37.7	18.7	8.9	16.3	50.0	24.4
100～299人	39.9	11.6	17.3	23.9	53.5	17.8
50～99人	38.9	12.5	19.0	31.5	52.9	14.7
30～49人	40.3	17.8	24.3	29.4	48.9	17.3
10～29人	42.9	11.1	31.0	27.3	42.4	17.7
（業種別）						
林業	45.2	16.3	29.7	29.1	53.6	18.1
鉱業	35.5	8.4	26.8	38.3	46.2	13.5
建設業	44.3	13.8	23.9	30.3	46.7	15.5
製造業	38.6	13.9	33.5	30.2	42.9	13.9
消費関連製造業	39.9	14.4	37.1	24.3	43.8	13.3
素材関連製造業	39.6	12.7	29.7	29.5	47.2	13.2
機械関連製造業	35.9	14.6	33.6	38.7	36.4	15.7
電気・ガス・熱供給・水道業	26.5	2.7	27.8	21.8	50.5	31.6
情報通信業 （平成14年：通信業）	40.3	10.0	15.8	30.3	33.6	20.7
運輸業	47.4	16.4	19.0	35.2	47.5	16.1
卸売・小売業 （平成14年：含飲食店）	48.1	10.9	34.3	29.9	46.4	16.3
金融・保険業	24.8	11.4	21.7	10.1	53.5	28.6
不動産業	32.1	10.3	33.2	21.3	49.7	14.4
飲食店、宿泊業	48.3	9.7	17.0	18.5	34.7	29.4
医療、福祉	31.7	6.9	32.7	19.5	44.2	16.3
教育、学習支援業	28.7	13.0	32.2	16.8	35.4	23.1
複合サービス事業	41.0	5.7	18.9	14.2	52.0	19.7
サービス業 （他に分類されないもの）	36.5	14.9	30.3	33.0	48.3	13.9

出典：労働者健康状況調査

長時間労働の状況

(単位：%)

	過去1か月間に長時間労働を行った労働者がいる	時間外・休日労働が100時間超の労働者		時間外・休日労働が80時間超、100時間以下の労働者		時間外・休日労働が45時間超、80時間以下の労働者		
		いる	いない	いる	いない	いる	いない	
計	25.8	4.9	20.9	8.0	17.8	22.8	3.0	69.6
(事業所規模別)								
5,000人以上	96.6	25.2	71.4	81.9	14.7	80.6	16.0	-
1,000～4,999人	88.0	44.9	43.1	62.9	25.1	86.3	1.7	8.9
300～999人	71.9	23.7	48.2	37.9	34.0	68.9	3.0	26.5
100～299人	52.5	12.6	39.9	22.0	30.5	49.8	2.7	44.1
50～99人	40.3	7.2	33.1	12.7	27.6	39.4	1.0	56.6
30～49人	31.3	6.2	25.1	9.1	22.1	29.1	2.2	65.5
10～29人	20.9	3.7	17.2	6.0	14.9	17.4	3.5	74.0
(業種別)								
林業	9.4	2.0	7.4	0.5	8.9	9.4	-	87.3
鉱業	23.0	2.5	20.5	4.0	19.0	21.2	1.7	75.5
建設業	20.0	4.4	15.6	4.7	15.3	17.7	2.4	75.3
製造業	31.5	4.7	26.7	9.5	22.0	30.3	1.1	64.1
電気・ガス・熱供給・水道業	40.0	3.0	37.0	8.8	31.2	38.1	1.9	58.7
情報通信業	53.8	15.8	38.0	24.4	29.4	49.1	4.7	39.4
運輸業	43.6	9.4	34.2	19.5	24.1	40.1	3.5	49.0
卸売・小売業	25.9	5.8	20.1	10.1	15.8	21.3	4.5	71.4
金融・保険業	17.8	1.1	16.8	1.8	16.1	16.9	0.9	76.9
不動産業	34.1	2.1	31.9	5.5	28.5	32.9	1.1	63.8
飲食店、宿泊業	27.9	6.4	21.5	6.3	21.5	20.5	7.3	62.5
医療、福祉	8.7	0.6	8.1	1.4	7.3	8.0	0.7	89.5
教育、学習支援業	10.7	2.5	8.2	1.9	8.8	9.7	1.1	84.1
複合サービス事業	15.2	2.1	13.1	2.7	12.5	13.8	1.4	83.4
サービス業（他に分類されないもの）	23.2	3.2	20.0	4.9	18.4	21.9	1.3	72.3

出典：労働者健康状況調査

特殊健康診断有所見率の推移

対象作業		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
有機溶剤	事業場数	34,532	35,189	33,635	34,880	34,273
	受診者数	585,436	612,035	578,044	600,480	599,532
	有所見者数	33,912	36,669	34,497	36,714	36,119
	有所見率	5.8%	6.0%	6.0%	6.1%	6.0%
鉛	事業場数	4,625	4,490	4,044	3,949	3,721
	受診者数	82,202	79,937	70,840	69,617	65,921
	有所見者数	1,398	1,372	1,086	1,032	846
	有所見率	1.7%	1.7%	1.5%	1.5%	1.3%
四アルキル鉛	事業場数	9	8	6	7	5
	受診者数	61	43	34	39	29
	有所見者数	6	-	3	-	-
	有所見率	9.8%	0.0%	8.8%	0.0%	0.0%
電離放射線	事業場数	12,557	13,431	13,241	13,986	13,715
	受診者数	234,671	256,847	254,759	275,892	276,113
	有所見者数	12,985	15,695	14,466	17,921	18,584
	有所見率	5.5%	6.1%	5.7%	6.5%	6.7%
高気圧作業	事業場数	253	261	230	273	269
	受診者数	1,750	1,890	1,814	2,077	2,050
	有所見者数	73	84	153	119	125
	有所見率	4.2%	4.4%	8.4%	5.7%	6.1%
特定化学物質	事業場数	15,464	15,948	15,146	16,998	16,490
	受診者数	215,360	225,964	218,370	271,561	251,658
	有所見者数	2,419	2,647	2,452	2,721	2,681
	有所見率	1.1%	1.2%	1.1%	1.0%	1.1%
石綿	事業場数	3,963	4,039	3,788	4,144	3,955
	受診者数	44,190	43,956	40,432	47,891	44,878
	有所見者数	773	700	620	843	752
	有所見率	1.7%	1.6%	1.5%	1.8%	1.7%
計	事業場数	71,507	73,471	70,182	74,331	72,508
	受診者数	1,164,202	1,221,108	1,164,832	1,267,962	1,240,528
	有所見者数	51,582	57,180	53,287	59,357	59,123
	有所見率	4.4%	4.7%	4.6%	4.7%	4.8%

物質別の作業環境測定結果の推移

物質		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
粉じん	第一管理区分	85.6%	87.2%	86.9%	85.2%	83.8%
	第二管理区分	7.8%	7.0%	7.3%	7.0%	7.9%
	第三管理区分	6.5%	5.9%	5.9%	7.8%	8.2%
特定化学物質	第一管理区分	93.2%	94.1%	89.8%	85.1%	87.0%
	第二管理区分	3.5%	3.1%	4.4%	6.7%	6.5%
	第三管理区分	3.2%	2.8%	5.7%	8.2%	6.5%
石綿	第一管理区分	97.2%	99.7%	99.0%	100.0%	100.0%
	第二管理区分	0.9%	0.3%	0.5%	0.0%	0.0%
	第三管理区分	2.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%
鉛	第一管理区分	85.8%	86.7%	85.6%	86.3%	84.7%
	第二管理区分	5.8%	6.6%	6.1%	4.8%	6.3%
	第三管理区分	8.4%	6.7%	8.3%	8.9%	8.9%
有機溶剤	第一管理区分	90.0%	90.7%	92.0%	89.3%	90.5%
	第二管理区分	5.9%	6.0%	5.2%	6.8%	5.8%
	第三管理区分	3.2%	3.3%	2.9%	3.9%	3.6%
合計	第一管理区分	89.9%	90.3%	90.2%	87.5%	88.1%
	第二管理区分	6.0%	5.7%	5.6%	6.8%	6.5%
	第三管理区分	4.1%	3.9%	4.2%	5.7%	5.4%

(注)

1. 上記数値は、総合精度管理事業（社団法人日本作業環境測定協会実施）調べによるもの。
2. 集計は作業環境測定機関から任意で提出された作業環境測定機関事業報告書を使用。

腰痛発生状況(業種別・年別)

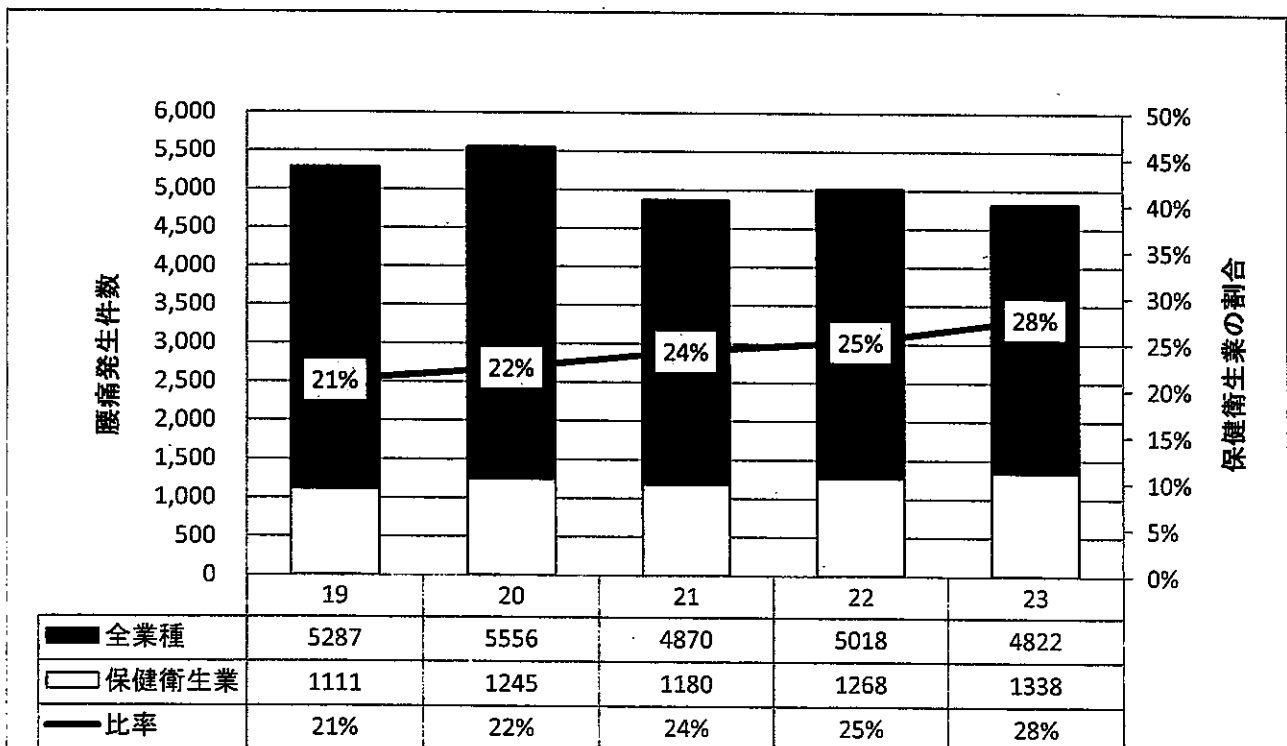
		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
製 造 業	食料品製造業	204	209	195	227	176
	繊維・繊維製品製造業	18	13	17	10	10
	木材・木製品家具・装備品製造業	48	34	22	28	33
	パルプ・紙紙加工品印刷・製本業	66	48	37	35	44
	化学工業	115	85	84	88	83
	窯業・土石製品製造業	58	51	31	36	29
	鉄鋼・非鉄金属製造業	42	37	17	24	21
	金属製品製造業	152	143	118	102	102
	一般・電気・輸送用機械工業	302	291	178	235	208
	電気・ガス・水道業	3	9	6	12	5
業	その他の製造業	92	93	76	78	73
	小計	1,100	1,013	781	875	784
	鉱業	4	5	4	4	5
	建設業	304	313	272	293	244
	運輸交通業	768	866	734	707	679
	貨物取扱業	71	57	69	58	57
	農林水産業	78	89	86	80	79
	商業・金融・広告業	1,010	1,080	922	968	900
	保健衛生業	1,111	1,245	1,180	1,268	1,338
	接客・娯楽業	346	387	357	323	315
清掃・と畜業	278	278	238	233	227	
その他の事業	217	223	227	209	194	
合計		5,287	5,556	4,870	5,018	4,822

出典:業務上疾病調

(注) 1 表は休業4日以上のものである。

2 本統計の各年の数字は当該年中に発生した疾病で翌年3月末日までに把握したものである。

3 保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業については、従来その他の事業に含まれていたものを、別に示したものである。



＜EU 指令＞

特に腰痛のリスクがある人力による荷役作業に係る安全衛生上の最低要件（仮訳）

（EU 理事会指令 1990 年 5 月 29 日）

第 1 章 一般規定

（目的）

第 1 条 本指令は、労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入に関する EU 理事会指令（以下「安全衛生指令」という。）の 16 条 1 項に基づく第 4 の個別指令であり、特に腰痛のリスクがある人力による荷役作業に係る安全衛生上の最低要件を定めるものである。

2 安全衛生指令の規定は、本指令に含まれるより厳しく、具体的な規定を損なわない限り、第 1 項において参照される全ての範囲において有効である。

（定義）

第 2 条 本指令において、「人力による荷役作業」とは、一人又は複数の労働者により行われる荷の運搬及び支持のすべて（荷の上げ、下ろし、押し、引っ張り、運搬及び移動を含む。）を指し、荷の特性又は不適当な人間工学的条件によって、労働者に特に腰痛のリスクを有するものをいう。

第 2 章 雇用者の義務

（一般規定）

第 3 条 雇用者は、労働者が人力による荷役作業を行わなくてよいように、適切な組織的措置を講じるか、又は適切な手段（特に機械設備）を用いなければならない。

2 労働者が人力による荷役作業を行わざるを得ない場合は、雇用者は、別添 1 のとおり、適切な組織的措置を講じるか、適切な手段を用いるか、又は、労働者に対して人力による荷役作業に含まれるリスクを低減させるための手段を提供しなければならない。

（作業場の整備）

第 4 条 労働者が人力による荷役作業を行わざるを得ない場合は、雇用者は当該作業が可能な限り安全かつ健康的なものとなるよう作業場を整備しなければならない、(a) 可能ならば前もって、別添 1 を踏まえ、作業の種類（特に荷の特性）に応じた安全衛生上の条件を評価しなければならない、(b) 別添 1 を踏まえ、作業環境の特性及び作業が求める条件を考慮しつつ、適切な措置を講じることにより、労働者に対する腰痛のリスクをなくす又は低減させるよう注意しなければならない。

(別添 2 の参照)

第 5 条 安全衛生指令の第 6 条 3 項(b)並びに第 14 条及び第 15 条の実現のため、別添 2 が考慮されるべきである。

(労働者への情報提供及び教育)

第 6 条 安全衛生指令の第 10 条を損なわない限りにおいて、労働者又は労働者の代表は、本指令に従い、安全衛生の保護に関して講じられるすべての措置について知らされなければならない。雇用者は、労働者又は労働者の代表が、一般的な表示を受け取り、かつ可能であれば次の事項に関する正確な情報を受け取ることができるようにしなければならない。

- ・ 荷の重量
- ・ 包装が偏心性を有する場合は、その包装の最も重い側の重心

2 安全衛生指令の第 12 条を損なわない限りにおいて、雇用者は、別添 1 及び 2 を踏まえ、労働者が、正しい荷の取扱方法及び特に当該作業が正しく行われなかった場合に生じる可能性のあるリスクについて、適切な教育及び情報を追加的に受けることができるようにしなければならない。

(労働者との協議及び労働者の参加)

第 7 条 安全衛生指令の第 11 条に基づき、別添を含む本指令に含まれる事項に関して、労働者又は労働者の代表との協議及び参加がなされなければならない。

第 3 章 雑則

(別添の修正)

第 8 条 人力による荷役作業の分野における国際的な規約及び仕様書又は知見の技術的進歩や変化による別添 1 及び 2 の技術的な修正は、安全衛生指令の第 17 条に基づく手続きに従って採用されるべきである。

(最終規定)

第 9 条 加盟国は、1992 年 12 月 31 日までに、本指令に対応する法律、規則及び行政規定を施行しなければならない。その際、加盟国はその事実を直ちに委員会に報告しなければならない。

2 加盟国は、本指令に含まれる分野において採用する、又は、既に採用した国内法の規定の文言について、委員会と話し合わなければならない。

第 10 条 本指令は加盟国に向けられたものである。

別添 1 参照すべき要因

1 荷の特性

人力による荷役作業は、次に掲げるような場合、特に腰痛を引き起こすリスクがある。

- ・重すぎる、又は、大きすぎる。
- ・取り扱いしにくい、又は、掴みにくい。
- ・不安定、又は、位置がずれやすい内容物を含む。
- ・胴体から離れたところで抱える又は取り扱う、あるいは、胴体を曲げる又はひねる必要のある場所に置かれている。
- ・外形又は硬さのため、特に衝突した際に労働者がけがしやすい。

2 身体的負荷

次に掲げるような身体的負荷は、特に腰痛を引き起こすリスクがある。

- ・激しすぎる。
- ・胴体をひねる動きによってのみ達成される。
- ・荷の急な動きが起きやすい。
- ・不安定な姿勢で行われる。

3 作業環境の特性

作業環境が次のような特性を有する場合、特に腰痛を引き起こすリスクが増大しやすい。

- ・作業を行うための十分な広さの空間が（特に垂直方向に）ない。
- ・床面が平らでなく、転倒のおそれがある、又は、作業者の履き物との関係で滑りやすい。
- ・作業をしている場所又は作業環境が、労働者が安全な高さ又は良い姿勢で荷物を取り扱うのを妨げる。
- ・床面又は作業面の高さに差違があり、荷を異なる高さで取り扱う必要がある。
- ・床面又は足場が不安定。
- ・気温、湿度又は風通しが快適でない。

4 作業が求める条件

次のうち一つ又は複数の条件を満たす作業は、特に腰痛を引き起こすリスクがある。

- ・過度に頻繁、又は、長時間であり、特に脊椎に身体的負荷がかかる。
- ・身体的休息又は回復時間が不十分。
- ・持ち上げ、下げ、又は運搬の距離が極端に長い。
- ・作業能率が、労働者自身が変更できないプロセスによって決まっている。

別添 2 個人的要因

労働者は、次のような場合にリスクにさらされる。

- ・作業を実行するには身体的に不向き。
- ・不適当な服装、履き物又は身の回り品を身につけている。
- ・十分又は適切な知識又は教育を有していない。

<ILO勧告>

一人の労働者が運搬することを許される荷物の最大重量に関する勧告 (第128号)

I 定義及び適用範囲

- 1 この勧告の適用上、
 - (a)「荷物の人力による運搬」とは、荷物の全重量を一人の労働者がささえるすべての運搬をいい、荷物を持ち上げ及び卸すことを含む。
 - (b)「荷物の人力による規則的な運搬」とは、荷物の人力による運搬を継続的に若しくは主として行なう活動又は断続的であっても通常荷物の人力による運搬を含む活動をいう。
 - (c)「年少労働者」とは、十八歳未満の労働者をいう。
- 2 この勧告は、この勧告に別段の定めがある場合を除き、軽量な荷物以外の荷物の人力による規則的及び臨時的な運搬に適用する。
- 3 この勧告は、経済活動の全部門に適用する。

II 一般原則

- 4 労働者は、重量のためにその健康又は安全を害するおそれがある荷物の人力による運搬に従事することを要求され、又は許されるべきではない。

III 訓練及び教育

- 5 (1) 荷物の人力による規則的な運搬に配置される労働者は、配置に先だち、健康の保護及び災害の防止のため、作業方法について十分な訓練又は教育を受けるべきである。
 - (2) 前記の訓練又は教育は、各種の荷物を持ち上げ、運び、下に卸し、荷卸しし、及び積み上げる方法を含むべきであり、また、十分な資格を有する者又は施設によって与えられるべきである。
 - (3) 前記の訓練又は教育を与えた後、可能な場合には、正しい方法が使用されることを確保するため、現場における監督を行なうべきである。
- 6 荷物の人力による運搬に臨時に配置される労働者は、その作業を安全に遂行する方法について適当な教育を与えられるべきである。

IV 健康診断

- 7 荷物の人力による規則的な運搬に配置されるに先だち、実行可能でありかつ適当である限り、使用に適するかどうかについて健康診断を必要とすべきである。
- 8 健康診断は、その後必要に応じて随時行なうべきである。
- 9 7及び8に規定する健康診断に関する規則は、権限のある機関が定めるべきである。
- 10 7に規定する健康診断は、証明されるべきである。この証明書は、使用に適すること

についてのみ証明すべきであり、医学的資料を含むべきではない。

V 技術的手段及び包装

- 1 1 荷物の人力による運搬を制限し又は容易にするため、適切な技術的手段をできる限り用いるべきである。
- 1 2 人力により運搬される荷物の包装は、かさばらないようにし、かつ、適切な材料で行なうべきであり、また、可能でありかつ適当である限り、つかむための手段を構じ、かつ、けがの危険がないようにすべきである。たとえば、この包装は、とがった端、突起又はざらざらした表面をもつべきではない。

VI 最大重量

- 1 3 このVIの規定の適用上、加盟国は、次の事項を考慮に入れるべきである。
 - (a) 労働者の生理学的特徴、環境的条件及び行なわれる作業の性質
 - (b) 労働者の健康及び安全に影響を及ぼすその他の条件

A 成年男子労働者

- 1 4 一人の成年男子労働者が人力により運搬することを許される荷物の最大重量が五十五キログラムをこえる場合には、その最大重量をこの水準にまで軽減するための措置をできる限りすみやかに執るべきである。

B 女子労働者

- 1 5 成年女子労働者が荷物の人力による運搬に従事する場合には、その荷物の最大重量は、成年男子労働者について許される最大重量を相当に下回るものであるべきである。
- 1 6 成年女子労働者は、できる限り、荷物の人力による規則的な運搬に配置されるべきではない。
- 1 7 成年女子労働者が荷物の人力による規則的な運搬に配置される場合には、次の措置を執るべきである。
 - (a) 適当なときは、これらの労働者が荷物を持ち上げ、運び及び下に卸すことに実際に費やされる時間を短縮する措置
 - (b) 荷物の人力による運搬のうち、特に困難な若干の所定の業務にこれらの労働者を配置することを禁止する措置
- 1 8 女子は、医学的に確定された妊娠中又は出産後十週間は、資格のある医師が荷物の人力による運搬が当該女子又はその子の健康を害するおそれがあると認めるときは、その作業に配置されるべきではない。

C 年少労働者

- 1 9 年少労働者が荷物の人力による運搬に従事する場合には、その荷物の最大重量は、同性の成年労働者について許される最大重量を相当に下回るものであるべきである。
- 2 0 年少労働者は、できる限り、荷物の人力による規則的な運搬に配置されるべきではない。
- 2 1 荷物の人力による運搬に配置されるための最低年齢が十六歳に満たない場合には、そ

の最低年齢をこの水準にまで引き上げるための措置をできる限りすみやかに執るべきである。

22 荷物の人力による規則的な運搬に配置されるための最低年齢は、十八歳の最低年齢に達することを目標として引き上げるべきである。

23 年少労働者が荷物の人力による規則的な運搬に配置される場合には、次の措置を執るべきである。

(a) 適当なときは、これらの労働者が荷物を持ち上げ、運び及び下に卸すことに実際に費やされる時間を短縮する措置

(b) 荷物の人力による運搬のうち、特に困難な若干の所定の業務にこれらの労働者を配置することを禁止する措置

VII 健康及び安全の保護のためのその他の措置

24 権限のある機関は、医師の意見に基づき、かつ、当該作業に関連のあるすべての条件を考慮に入れて、荷物の人力による運搬に配置された労働者が一労働日又は一交替番中に要求される労力がこれらの労働者の健康又は安全を害するおそれがないことを確保するように努力すべきである。

25 荷物の人力による運搬に従事する労働者の健康及び安全の保護のために必要とされる適当な用具及び設備をこれらの労働者に支給し、又はその利用に供し、かつ、これらの労働者に使用させるべきである。

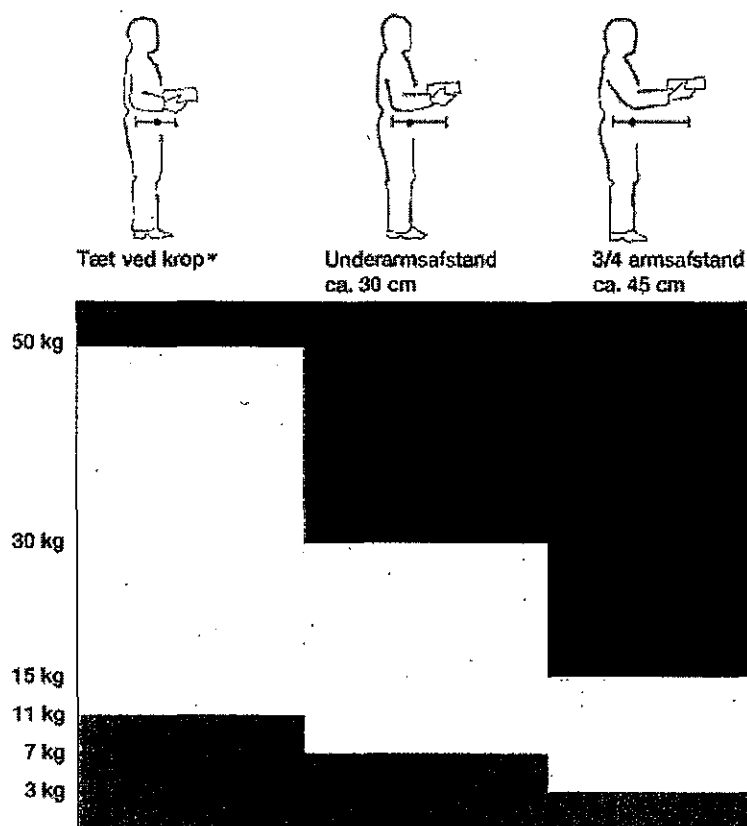
VIII 雑則

(略)

＜デンマークにおける腰痛予防規制の事例＞

「人力での持ち上げ・引き・押しのガイドライン」(2005/9 労働監督局)

- 対象物は荷物であって人は該当しない。
- 「持ち上げ=lifting」とは荷の移動方向を問わない。
- 身体からの距離によって持ち上げの重量制限がきまっており、身体にくっつけて持ち上げる場合は 50kg で、身体から離すと 30kg、15kg と下がっていく (下図)。



- 繰返し持ち上げの重量制限が次のように決められている。(黄・赤を累計)
 身体にくっつける場合 (図の左) で累積 10 トン/年
 30cm 離す場合 (図の中) で累積 6 トン/年
 45cm 離す場合 (図の右) で累積 3 トン/年
- 持ち上げて 2 m 以上歩く場合の重量制限は、赤と黄色の境界を次のように下げる。
 身体にくっつける場合 (図の左) で 20 kg
 30cm 離す場合 (図の中) で 12 kg
 45cm 離す場合 (図の右) で 6 kg
- 18 歳以下と妊婦にはこれとは別のルールが適用。

受動喫煙防止対策実施状況の推移

	全面禁煙又は空間分煙を行っている事業場の割合			職場で受動喫煙を受けていると回答した労働者の割合		
	平成14年	→	平成19年	平成14年	→	平成19年
全体	33.6	→	46.3	78.1	→	65.0
事業所規模別						
5000人以上	97.2	→	100.0	99.3	→	26.3
1000～4999人	67.9	→	86.1	64.6	→	60.1
300～999人	60.0	→	77.9	73.8	→	52.1
100～299人	48.0	→	64.5	77.4	→	63.6
50～99人	43.3	→	52.2	78.2	→	65.9
30～49人	40.5	→	46.7	83.9	→	66.6
10～29人	30.1	→	44.1	78.2	→	69.2
業種別						
林業	11.7	→	23.2	70.6	→	72.0
鉱業	16.7	→	23.7	78.4	→	78.4
建設業	18.9	→	34.6	93.5	→	76.8
製造業	36.2	→	37.3	78.1	→	67.8
電気・ガス・熱供給・水道業	41.1	→	67.0	77.7	→	50.5
情報通信業（通信業）	61.8	→	58.4	74.1	→	47.4
運輸業	35.8	→	44.5	85.9	→	80.2
卸売・小売業、飲食店	30.9		—	80.0		—
卸売・小売業	—		50.1	—		68.8
飲食店、宿泊業	—		33.7	—		71.8
金融・保険業	39.2	→	63.5	84.5	→	59.0
不動産業	40.7	→	46.3	82.8	→	60.9
サービス業	40.1		—	68.2		—
医療、福祉	—		66.0	—		38.7
教育、学習支援業	—		65.7	—		34.9
複合サービス事業	—		44.7	—		70.1
サービス業（他に分類されないもの）	—		46.8	—		67.3

出典：労働者健康状況調査

リスクアセスメント実施状況

		全産業	建設業	製造業	運輸業	卸売業・ 小売業	宿泊業・ 飲食サー ビス業	
リスクアセスメントを実施している	H17調査	20.4	23.3	22.2	32.8	18.8	10.5	
	H22調査	33.8	55.9	42.5	44.9	24.8	21.9	
リスクアセスメントを実施していない	H17調査	79.6	76.7	77.8	67.2	81.2	89.5	
	H22調査	66.2	44.1	57.5	55.1	75.2	78.1	
実施しない理由	十分な知識を持った人材がいないため	H17調査	[48.5]	[58.9]	[57.7]	[59.9]	[40.5]	[45.1]
		H22調査	[40.5]	[38.7]	[47.7]	[51.4]	[36.1]	[38.3]
	実施方法が判らないため	H17調査	[37.5]	[46.4]	[42.0]	[34.9]	[35.0]	[35.4]
		H22調査	[28.0]	[29.2]	[28.3]	[28.3]	[27.7]	[25.4]
	災害防止についての効果が見込めないため	H17調査	[2.5]	[3.2]	[2.5]	[2.0]	[2.3]	[1.7]
		H22調査	[3.8]	[5.2]	[4.9]	[2.7]	[3.6]	[2.9]
	災害が発生していないため	H17調査	[30.0]	[14.4]	[32.2]	[23.4]	[29.3]	[35.2]
		H22調査	[22.3]	[14.6]	[23.7]	[18.9]	[24.7]	[19.8]
	法令を守っていれば十分なため	H17調査	[13.7]	[10.7]	[17.7]	[19.8]	[10.3]	[9.6]
		H22調査	[28.3]	[24.5]	[29.2]	[24.5]	[26.4]	[33.6]
	その他	H17調査	[22.3]	[22.2]	[14.5]	[19.3]	[28.6]	[21.4]
		H22調査	[25.3]	[31.1]	[23.5]	[23.0]	[23.6]	[26.8]

		1,000人 以上	500～ 999人	300～ 499人	100～ 299人	50～99 人	30～49 人	10～29 人	
リスクアセスメントを実施している		H17調査 69.5 H22調査 86.6	49.4 69.8	34.1 64.7	23.9 58.2	26.6 45.6	19.3 36.5	19.3 29.7	
リスクアセスメントを実施していない		H17調査 30.5 H22調査 13.4	50.6 30.2	65.9 35.3	76.1 41.8	73.4 54.4	80.7 63.5	80.7 70.3	
実施しない理由	十分な知識を持った人材がいないため	H17調査	[31.0]	[55.0]	[54.5]	[70.1]	[60.5]	[46.8]	[45.9]
		H22調査	[27.2]	[39.2]	[34.8]	[52.2]	[52.9]	[46.5]	[37.7]
	実施方法が判らないため	H17調査	[13.0]	[32.1]	[38.8]	[54.9]	[42.5]	[36.6]	[35.9]
		H22調査	[12.1]	[22.8]	[21.7]	[33.1]	[30.2]	[30.5]	[27.2]
	災害防止についての効果が見込めないため	H17調査	[8.1]	[2.6]	[14.5]	[1.4]	[3.4]	[3.0]	[2.2]
		H22調査	[5.9]	[2.0]	[1.9]	[4.4]	[4.4]	[2.6]	[3.9]
	災害が発生していないため	H17調査	[11.8]	[5.3]	[27.7]	[14.6]	[25.5]	[33.3]	[31.1]
		H22調査	[18.4]	[15.0]	[15.6]	[22.5]	[22.1]	[21.2]	[22.5]
	法令を守っていれば十分なため	H17調査	[25.4]	[15.5]	[5.9]	[10.1]	[14.8]	[14.2]	[13.8]
		H22調査	[21.4]	[14.4]	[15.8]	[15.3]	[11.1]	[28.6]	[30.4]
その他	H17調査	[51.5]	[43.8]	[26.6]	[13.1]	[15.8]	[19.4]	[24.3]	
	H22調査	[41.7]	[51.4]	[42.8]	[31.8]	[27.9]	[24.7]	[24.8]	

出典：安全衛生基本調査

労働安全衛生マネジメントシステムの導入状況

		全産業	建設業	製造業	運輸業	卸売業・小売業	宿泊業・飲食サービス業
OSHMSを導入している	H17調査	7.3	19.1	6.0	9.8	4.3	3.6
	H22調査	7.0	15.6	6.6	13.4	3.2	8.0
OSHMSを導入していない	H17調査	92.7	80.9	94.0	90.2	95.7	96.4
	H22調査	93.0	84.4	93.4	86.6	96.8	92.0
導入予定あり	H17調査	[2.0]	[2.8]	[2.6]	[5.6]	[0.2]	[4.8]
	H22調査	[1.4]	[1.8]	[2.7]	[4.1]	[0.3]	[0.8]
導入について検討中	H17調査	[25.0]	[40.1]	[32.0]	[32.0]	[15.0]	[22.2]
	H22調査	[23.7]	[28.4]	[24.0]	[37.9]	[22.0]	[19.2]
導入予定なし	H17調査	[73.0]	[57.1]	[65.4]	[62.5]	[84.8]	[73.0]
	H22調査	[73.7]	[69.2]	[72.6]	[56.9]	[76.6]	[77.2]
十分な知識を持った人材がないため	H17調査	(44.4)	(54.9)	(53.3)	(50.4)	(36.4)	(45.6)
	H22調査	(50.6)	(51.6)	(57.2)	(51.6)	(46.8)	(52.4)
導入にお金がかかりすぎるため	H17調査	(8.5)	(11.3)	(16.6)	(8.1)	(5.1)	(7.0)
	H22調査	(14.8)	(30.2)	(21.2)	(14.2)	(6.8)	(19.0)
導入の手法がわからないため	H17調査	(26.0)	(28.6)	(35.2)	(25.9)	(21.3)	(22.4)
	H22調査	(26.6)	(28.7)	(31.0)	(23.3)	(23.7)	(27.0)
入札資格等の経営上のメリットがないため	H17調査	(4.2)	(4.6)	(7.4)	(5.0)	(2.7)	(1.1)
	H22調査	(7.5)	(10.6)	(9.1)	(8.1)	(4.7)	(10.0)
災害防止についての効果が見込めないため	H17調査	(5.2)	(1.3)	(3.5)	(2.5)	(7.5)	(0.2)
	H22調査	(5.9)	(3.9)	(7.0)	(3.4)	(6.8)	(2.6)
内容がわからないため	H17調査	(46.3)	(36.5)	(43.1)	(38.6)	(46.3)	(54.5)
	H22調査	(37.9)	(29.6)	(36.6)	(32.4)	(41.1)	(38.1)
他の労働安全衛生マネジメントシステムを導入しているから	H17調査						
	H22調査	(3.7)	(5.7)	(5.3)	(7.1)	(1.8)	(3.2)
その他	H17調査	(29.5)	(23.3)	(21.7)	(30.4)	(37.6)	(20.1)
	H22調査	(15.3)	(14.4)	(13.5)	(20.5)	(15.9)	(9.8)

		1,000人以上	500～999人	300～499人	100～299人	50～99人	30～49人	10～29人
OSHMSを導入している	H17調査	37.2	23.3	18.9	12.5	9.9	6.9	6.4
	H22調査	46.6	26.7	19.2	14.4	10.8	6.1	6.0
OSHMSを導入していない	H17調査	62.8	76.7	81.1	87.5	90.1	93.1	93.6
	H22調査	53.4	73.3	80.8	85.6	89.2	93.9	94.0
導入予定あり	H17調査	[12.1]	[14.8]	[6.1]	[3.5]	[2.4]	[2.4]	[1.7]
	H22調査	[15.7]	[4.6]	[5.3]	[3.6]	[5.2]	[1.8]	[0.7]
導入について検討中	H17調査	[57.7]	[43.9]	[39.6]	[36.2]	[36.7]	[26.3]	[22.4]
	H22調査	[47.2]	[48.1]	[41.0]	[40.8]	[29.8]	[27.9]	[20.9]
導入予定なし	H17調査	[30.2]	[41.3]	[54.3]	[60.3]	[60.9]	[71.3]	[76.0]
	H22調査	[37.1]	[47.1]	[52.8]	[54.7]	[63.9]	[69.3]	[77.1]
十分な知識を持った人材がないため	H17調査	(22.0)	(35.8)	(38.2)	(32.5)	(56.4)	(50.8)	(42.7)
	H22調査	(16.8)	(33.8)	(42.1)	(53.2)	(60.2)	(48.5)	(50.1)
導入にお金がかかりすぎるため	H17調査	(13.8)	(13.6)	(9.6)	(7.1)	(12.5)	(12.5)	(7.4)
	H22調査	(8.1)	(15.4)	(12.2)	(15.7)	(15.0)	(14.3)	(14.9)
導入の手法がわからないため	H17調査	(16.3)	(17.1)	(44.6)	(56.8)	(32.9)	(24.1)	(23.8)
	H22調査	(20.1)	(20.4)	(19.7)	(27.5)	(31.7)	(29.8)	(25.5)
入札資格等の経営上のメリットがないため	H17調査	(5.3)	(8.5)	(4.9)	(3.0)	(4.5)	(5.3)	(4.0)
	H22調査	(3.5)	(6.5)	(7.8)	(6.6)	(7.9)	(7.2)	(7.5)
災害防止についての効果が見込めないため	H17調査	(13.1)	(16.1)	(22.6)	(2.7)	(4.3)	(4.3)	(5.5)
	H22調査	(6.7)	(7.1)	(5.1)	(7.8)	(5.4)	(5.2)	(6.0)
内容がわからないため	H17調査	(30.3)	(27.7)	(46.6)	(57.7)	(50.2)	(42.4)	(46.1)
	H22調査	(23.5)	(14.8)	(30.0)	(32.3)	(33.1)	(42.1)	(37.9)
他の労働安全衛生マネジメントシステムを導入しているから	H17調査							
	H22調査	(21.7)	(10.9)	(9.1)	(5.2)	(4.2)	(5.6)	(3.2)
その他	H17調査	(48.4)	(43.8)	(32.8)	(16.8)	(18.4)	(30.7)	(30.9)
	H22調査	(38.6)	(39.9)	(25.2)	(20.7)	(14.9)	(13.7)	(15.4)

出典：安全衛生基本調査

機械による労働災害発生状況 (休業4日以上)確定

起因物分類			機械の種類		平成21年		平成22年		平成23年	
大	中	小				うち死亡		うち死亡		うち死亡
動力機械	木材加工用機械	1	原動機		35	0	32	0	27	1
		2	動力伝導機構(回転軸、歯車など)		379	3	401	1	377	2
		1	丸のこ盤		1,199	3	1,182	1	1,153	1
		2	帯のこ盤		104	0	78	1	96	2
		3	かんな盤		238	0	229	0	219	0
		4	角のみ盤、木工ボール盤		43	0	37	0	33	0
		5	面とり盤、ルータ、木工フライス盤		45	0	34	0	42	1
		6	チェンソー		689	0	690	2	631	1
		9	その他の木材加工用機械		519	0	518	1	551	2
			(小計)		2,837	3	2,768	5	2,725	7
	建設機械等	1	整地・運搬・積込用機械		260	13	293	18	268	14
		2	掘削用機械		663	29	645	28	671	25
		3	基礎工事用機械		54	3	53	0	56	2
		4	締固め用機械		88	3	99	9	74	3
		5	解体用機械		112	2	98	1	104	2
		6	高所作業車		105	8	92	5	90	5
		9	その他の建設用機械		313	16	292	11	327	10
			(小計)		1,595	74	1,572	72	1,590	61
	金属加工用機械	1	旋盤		287	3	298	3	306	3
		2	ボール盤、フライス盤		319	2	327	1	323	0
		3	研削盤、バフ盤		599	0	633	4	688	1
		4	プレス機械		527	1	559	0	649	1
		5	鍛圧ハンマ		16	0	18	1	12	0
		6	シャー		144	0	141	0	120	0
		9	その他の金属加工用機械		821	1	921	10	981	2
			(小計)		2,713	7	2,897	19	3,079	7
	一般動力機械	1	遠心機械		13	0	12	0	16	0
		2	混合機、粉碎機		262	6	243	6	248	4
		3	ロール機(印刷ロール機を除く)		446	3	479	2	416	1
		4	射出成型機		119	3	121	0	90	3
		5	食品加工用機械		1,967	4	1,992	2	1,992	1
		6	印刷用機械		326	0	304	1	295	2
		7	産業用ロボット		29	2	26	2	30	1
		9	その他の一般動力機械		3,626	33	3,571	25	3,576	27
			(小計)		6,788	51	6,748	38	6,663	39
物上げ装置・運搬機械	動力クレーン等	1	クレーン		840	15	844	16	869	15
		2	移動式クレーン		648	17	619	24	588	13
		3	デリック		1	0	5	0	3	1
		4	エレベータ、リフト		214	9	174	8	168	12
		5	揚貨装置		5	0	10	1	16	2
		6	ゴンドラ		11	0	12	0	11	1
		7	機械集材装置、運材索道		34	3	39	0	24	2
		9	その他の動力クレーン等		145	0	158	4	156	3
			(小計)		1,898	44	1,861	53	1,835	49
	動力運搬機	1	トラック		8,253	167	8,548	214	8,541	163
		2	フォークリフト		1,954	28	1,916	29	2,054	33
		3	軌道装置		24	1	15	0	24	2
		4	コンベア		1,071	13	1,153	17	1,092	8
		5	ローダー		38	0	36	1	48	4
		6	ストラドルキャリアー		1	0	2	1	3	0
		7	不整地運搬車		43	6	20	1	23	1
		9	その他の動力運搬機		444	13	527	11	520	9
			(小計)		11,828	228	12,217	274	12,305	220
			合計		28,073	410	28,496	462	28,601	386

出典:労働者死傷病報告

安全衛生業務に関する人的リソースの概要

行政	本省安全衛生部職員数	66人
	労働局健康安全課職員数	384人
	監督署監督・安衛担当部署職員数	3,112人
	労働衛生指導医数	57人
労働災害防止団体	中央労働災害防止協会	
	安全・衛生管理士数	67人
	建設業労働災害防止協会	
	安全・衛生管理士数	11人
	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	
	安全・衛生管理士数	5人
	林業・木材製造業労働災害防止協会	
	安全・衛生管理士数	8人
	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	
	安全・衛生管理士数	7人
専門家等	安全・衛生コンサルタント数	8,700人
	産業医数	85,130人

※産業医数は、指定産業医研修機関の行う研修を修了した者、又は指定産業医実習機関の行う実習を修了した者の数

